

「デジタル社会の実現による地域活性化方策検討調査委託」 に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

本市では 2020 年頃をピークに人口減少に転じると見込まれます。また、2046 年頃まで 65 歳以上の高齢者人口は増加し、ピーク時には人口の約 35%を占めるとみられています。

今後、生産年齢人口の減少がより一層進むことで、個人市民税の減収、固定資産税の減収により 2020 年以降をピークに税収は減少し、一方、社会保障費の増加や、老朽化が進む公共施設の建替え更新への対応などにより、本市の財政状況は一層厳しさが増すと見込まれています。

一方、インターネットの普及に伴う情報革命やオンラインショッピングの普及、交通網の再編による人・モノの流れの変化、地球環境問題に対する意識の高まり、物の所有から体験への価値観の変化など、地域社会を取り巻く社会環境や価値観が大きく変容しており、それに伴い、地域自治体に対するニーズも大きく変わりつつあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、不要なコンタクトを避ける新しい生活スタイルへの対応、サービス産業を中心とする地域経済の維持支援と再建、都心集中を見直し郊外住宅の再評価と職住近接の就業スタイルに合わせた地域価値の創造など、アフターコロナ社会を見据えた、行政の新たな戦略的対応が求められています。

こうしたなか、市民生活、経済活動、行政サービス、都市など社会におけるデジタル化は、これら多くの課題の解決、需要創出や経済の活性化、地域価値の創造に必要なかつ最も有効な手段であると考えられており、基礎自治体として進めるべき具体的な方策や計画の見える化が求められています。

そこで、本調査の目的は、デジタル社会の実現による地域の活性化の姿とその手段を明らかにし、市民および行政の意識醸成・行動促進の動機づけを行います。さらに、潜在的な地域課題やサービスニーズを地域企業に提示し、新たなサービス創出や市場価値創造によるビジネスの活性化をはかります。また、市民の利便性向上や経済活動の活性化、地域価値を向上させるデジタル都市基盤のあり方を検討し、デジタル社会の実現に向けた行政の地域活性化方策を明らかにするものです。

その他、業務の詳細は、業務説明資料に記載します。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

デジタル社会の実現による地域活性化方策検討調査委託に関するプロポーザル

(2) 主催者

横浜市（政策局政策課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

- ア 令和元・2年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）に登載されていること（事業所の所在地は不問）
- イ 種目「各種調査企画」、細目「コンサルティング（建設コンサルタント等を除く）」に登録していること（登録順位は不問）
- ウ 過去5年間に『国、都道府県、政令市のいずれかにおいて、複数の地域課題の解決に向けたデジタル技術の活用に係る検討業務』の受託実績を有すること
- エ 過去5年間に『国、都道府県、政令市のいずれかにおいて、都市OSおよび連携サービスに関する調査検討業務』の受託実績を有すること
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- カ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと
- キ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと
- ク 銀行取引停止処分を受けていないこと
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと
- コ 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（一部改正令和2年4月13日）の規定による指名停止を受けていないこと
- サ デジタル社会の実現による地域活性化方策検討調査の完了まで、業務を履行できること

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「9 プロポーザルに係る審議」に示す「中長期的な政策課題等の検討に向けた調査委託プロポーザル評価委員会」で行います。

評価の着目点は、次のとおりです。

- ア 現場責任者が本業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか。
- イ 実施方針が的確で、業務説明資料との整合が取れているか。
- ウ デジタルソリューションの導入に際して、ニーズを抽出する際の本市の特性を踏まえた留意点の視点が的確であり、解決手法が有効なものとなっているか。

- エ デジタルソリューションの導入に向け、本市の特性を踏まえた各方面のステークホルダーの動機づけに向けた方策を検討する際の考え方が的確であり、分析手法が有効なものとなっているか。また、有識者やステークホルダーに対する意見調査方法が適切なものであり、想定している有識者およびステークホルダーが適格であるか。
- オ 社会のデジタル化の促進に向けた基盤整備について、本市の特性を踏まえ、有効に運用するための留意点の視点が的確であり、解決手法が有効なものとなっているか。
- カ 業務内容を正確に理解しているか。
- キ 取組意欲が感じられるか。
- ク ワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めているか。

6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙のとおりです。

7 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

8 事務局

横浜市政策局政策課 久堀、酒井

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-2010

プロポーザル実施スケジュール

